

令和6年度事業計画

令和6年3月26日 策定

公益社団法人青森県トラック協会

〔1〕策定基調

我が国の経済は、コロナ禍の3年間を乗り越え改善しつつある一方、輸入価格の上昇による物価高騰の継続は、国民生活を圧迫し、回復に伴う生活実感の改善を妨げている。

政府は、デフレ脱却を目指すため「供給力の強化」と「国民への還元」をすすめる経済対策を打ち出し、「新しい資本主義」の実現に向けて取り組みを加速することとしている。

こうした状況の中で、「国民生活と経済のライフライン」としての重要な役割を担うトラック運送業界は、昨年政府がとりまとめた「物流革新に向けた政策パッケージ」及び「物流革新緊急パッケージ」を基調とし、「物流の2024年問題」への適切な対応を図るよう全力を傾注している。

特に、物流を維持していくために、改正「標準的な運賃・標準運送約款」の活用等の周知を徹底するとともに、優秀な人材を確保するため諸対策を押し進めている。さらに、安心して安全な輸送サービスを提供するために飲酒運転根絶をはじめ交通事故防止の推進を図るとともに、高速道路料金の更なる割引など、使いやすい道路の実現に取り組むこととする。

また、新技術を活用した物流DXや次世代新技術への対応など、物流の更なる効率化に向けて鋭意取り組むとともに、環境・GX対策及びSDGsを推進することとしている。

近年、相次ぐ大規模自然災害に備えた緊急物資輸送体制の確立をさらに構築し、必要な体制整備を推進することとする。

以上を踏まえ、今後のトラック運送事業の進化・発展に向けて、令和6年度事業として下記に示す最重点施策及び重点施策を推進するため、諸活動を積極的に展開し、県内の経済と暮らしを力強く支えていくこととする。

最重点施策

- (1) 改正「標準的な運賃・標準運送約款」の活用等による適正なコスト収受等転嫁対策の推進
- (2) トラックGメンとの連携による荷主対策の深度化の推進
- (3) 燃料高騰対策等の推進
- (4) 物流革新に向けた政策パッケージに基づく「2024年問題」への対応
- (5) 多様な施策による良質なドライバーの人材確保と教育
- (6) 交通及び労災事故の防止対策の推進
- (7) 新技術を活用した物流DXの推進
- (8) 環境・GX対策及びSDGsの推進
- (9) 適正化事業の推進による法令遵守の徹底（D・E事業所の重点化）
- (10) 大規模災害発生時における緊急輸送体制の確立

重点施策

- (1) 広報媒体を活用した対外的なPR対策の積極的な推進
- (2) 高速道路料金の割引の拡充及び重要物流道路等広域道路ネットワークの整備等使いやすい道路の実現
- (3) 自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現

[2] 令和6年度事業計画

A. 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業(公益目的事業)

1. 交通安全対策事業

事業用貨物自動車による交通事故防止は社会の要請であり、公道を利用する運送事業者として最重要課題でもある。当協会では、事業用自動車はもとより、社会全体の交通事故の死者及び人身事故の削減、飲酒運転の根絶を目指し、次の事業を実施する。

(1) 交通安全に資する助成事業

最重点施策(6)

事業用貨物自動車の交通事故削減に効果が期待される各種安全機器の助成と、運行管理業務を支援するため、運転教育やドライバーの特性把握に関する助成を行う。

- ① 運転者適性診断料助成(一般、初任、適齢)
- ② 運転記録証明等交付手数料助成
- ③ 健康診断料助成
- ④ 運行管理者一般講習受講助成
- ⑤ ドライブレコーダ機器等導入促進助成
- ⑥ アルコール検知器導入助成
- ⑦ 自動点呼機器導入促進助成
- ⑧ IT化促進助成
- ⑨ 安全装置等導入促進助成
- ⑩ トラックドライバー等安全教育訓練受講料助成
- ⑪ 睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査料助成

(2) 安全運転技能及び日常点検整備技術の向上の促進

最重点施策(6)

県内のトラック運転者がプロドライバーとしての技術及び意識を更に高め、輸送時の安全確保や安全運転に寄与することを目的として、法令知識、車両点検、運転技能について競技し、成績優秀者を上部機関である全日本トラック協会が主催する全国大会に出場させる。

- ・大会名 第53回 青森県トラックドライバーコンテスト
- ・開催日 令和6年7月27日(土)(予定)
- ・開催場所 青森中央自動車学校(青森市)

※ 第56回全国トラックドライバーコンテスト予選会を兼ね、成績優秀選手を10月に開催される全国大会選手として推薦する。

(3) 交通安全キャンペーン等の実施及び参加

最重点施策(6)

各種交通安全運動、キャンペーン等の実施及び参加を通じ、交通安全推進を行う。

- ① 春、秋の全国交通安全運動
 - ・春 令和6年4月6日(土)～15日(月)
 - ・秋 令和6年9月21日(土)～30日(月)
 - ・全国交通安全運動実施計画を策定し、会員に展開する。

- ② 新入学高校生事故防止キャンペーン（交通安全グッズの贈呈）
 - ・公立及び私立高校1年生を対象とし、・反射材及び自転車の交通ルール指導リーフレットを贈呈する（贈呈式は4月9日（火）に実施予定）
- ③ 第64回正しい運転・明るい輸送運動
 - ・運動期間 令和6年11月16日（土）～令和7年1月10日（金）
 - ・ポスターを作成し、全会員へ配布
 - ・全日本トラック協会への表彰候補者推薦（表彰枠：従業員2/事業所1）
- ④ 令和6年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検
 - ・運動期間 令和6年11月16日（土）～令和7年1月10日（金）
 - ・青森運輸支局による「安全総点検実施要領」を全会員に配布
 - ・会員事業者重点点検事項の自主点検実施及び報告を依頼
- ⑤ 車輪脱落事故防止キャンペーン
 - ・運動期間 令和6年10月1日（火）～令和7年2月28日（金）
 - ・冬用タイヤへの交換後に車輪脱落事故が多発していることから、事業者によるホイールナット締付状態の自主点検・整備運動を展開する。
 - ・運動期間前に車輪脱落事故防止に向けたセミナーを開催する。

（4）交通安全に資する研修会の開催

最重点施策（6）

貨物自動車運送事業に関する事故防止対策に資する各種研修会を開催する。

- ① 「トラック事業における総合安全プラン2025」の目標達成に向け、全日本トラック協会と連携し、事故分析結果に基づくより実効性のある各種セミナーを開催する。
- ② トラック協会会員事業者による「事故防止安全大会」として、事業用トラックによる交通事故防止対策をテーマとした研修会を開催するとともに、事故防止安全決議の採択を行い、交通事故絶無への意識高揚を図る。

（5）児童の交通安全教室

最重点施策（6）

交通弱者の交通事故防止のため、児童向けの体験型学習を通じて、事故防止啓発を行う。

（6）運転適性診断の促進

最重点施策（6）

各支部設置の適性診断機器を有効に活用し、事業用貨物自動車の運転者が手軽に運転適性診断を受診出来る機会を提供、受診率の向上によって、事業者による運転者指導や交通事故防止を図る。

2. 環境エネルギー対策事業

トラック輸送の温室効果ガス排出削減による環境負荷の低減は、トラック運送業界に対する社会的要請である。また、国内物流の基幹産業として発展を遂げるためにも環境保護関連団体の活動に積極的に参加し、社会との共生を図ることが求められていることから、次の事業を実施する。

(1) 環境保全、地球温暖化対策に資する助成事業

最重点施策(3)(8)

事業用貨物自動車が出す温室効果ガスや、粒子状物質等の削減、省エネに効果が認められる機器の導入や、事業者が行う環境保全に資する取組みに対し助成を行う。

- ① アイドリングストップ支援機器導入促進助成
- ② グリーン経営認証制度促進助成

(2) 環境改善運動への参加

最重点施策(8)

事業所及び各ドライバーへの環境啓発を図るため、環境関連団体の運動等に賛助するほか、各種運動等に積極的に参加する。

- ① トラック運送業界の環境美化月間（新規）

5月を「トラック運送業界の環境美化月間」とし、環境美化につながる活動として、全日本トラック協会との協力によるゴミのポイ捨てに対する取り組みを推進する。
- ② 令和6年度トラック運送業界における点検整備推進運動の展開
「トラック運送業界における点検整備運動」青森県トラック協会実施計画を策定
 - ・ 運動期間 令和6年9月1日（日）～10月31日（木）
 - ・ 運動内容 黒煙による環境汚染の防止に関する自主点検整備の推進
- ③ 環境関連団体が実施する環境改善運動への協力
 - ・ 青森県地球温暖化対策推進協議会
 - ・ 奥入瀬十和田利活用協議会
 - ・ あおもり循環型社会推進協議会
 - ・ もったいない・あおもり県民運動推進会議
 - ・ 青森県美しい森林づくり推進会議

(3) 環境エネルギー研修会の開催

最重点施策(8)

カーボンニュートラルに向けた新たな環境対応、SDGsへの対応等をテーマとした研修会を開催する。

3. 適正化対策事業

当協会は、貨物自動車運送事業法第38条の規定により、「地方貨物自動車適正化事業実施機関」として東北運輸局青森運輸支局の管轄区域の一を限って東北運輸局長から指定を受けている。(平成2年12月1日)

地方適正化事業実施機関の事業は、同法第39条の各号に定められており、貨物自動車運送事業の秩序確立を図ることを目的としており、適正化対策事業として次の事業を実施する。

(1) 地方適正化事業の推進重点

最重点施策(2)(6)(9)

① 貨物自動車運送事業者の指導

輸送の安全を阻害する行為の防止と法律に基づく命令の遵守を目的として、貨物自動車運送事業者に対して会員・非会員を問わず、県内の事業所を訪問し、全国統一の指導基準に基づき巡回指導を行う。

② 業類似行為(白トラ)の防止

白トラ、名義貸し行為に関する情報収集、啓発活動を実施する。

③ 啓発広報活動

過積載運行、過労運転、危険運転、飲酒運転等防止の啓発広報活動を実施する。

④ 苦情処理

運送事業に係る苦情の処理を行う。苦情の申立者は、荷主等の利用者に限らず、ドライバー等の一般市民も対象とし、煽り運転や急な割り込み等の「危険運転行為」に関する苦情を含め、再発防止指導を中心に処理する。

⑤ 行政との連携

- ・巡回指導等の機会を通じ、事業者から収集した悪質な荷主の情報をトラックGメンに提供し、法に基づく「働きかけ」「要請」「勧告・公表」等の措置を講じるよう、関係行政機関との連携強化を図る。
- ・運輸行政による早期監査支援のため、適正化情報処理システムによる巡回指導結果の迅速な情報提供を行う。

(2) 適正化事業の公正・着実な推進

最重点施策(1)(9)

① 青森運輸支局等との連携による速報制度及び労基特別巡回指導等への適切な対応、並びに総合評価がD、E等の事業者に重点化した巡回指導を実施する。

② 働き方改革関連法や、改正改善基準告示の周知及び改正貨物自動車運送事業法の順守の徹底を推進する。

(3) 事業用貨物自動車の交通事故防止活動

最重点施策(6)

- ① 適正な運行管理、飲酒運転根絶、危険運転の防止、事業用自動車による交通事故防止事例等の情報を事業者を提供し、事業者による交通事故防止活動の支援を行う。
- ② IT、遠隔、自動点呼等の普及による運行管理能力向上等の促進
- ③ 車輪脱落事故、車両火災事故等、車両整備不良による事故防止のため、適正な整備管理の推進を行う。

(4) 安全性優良事業所(Gマーク制度)の認定促進

最重点施策(6)(9)

全日本トラック協会ではトラック運送事業者の安全性の取組みを評価、認定、公表する安全性優良事業を実施しており、当協会ではこの事業の実施に当たり、事業者の認定評価に必要な安全性の取組みに関する支援や助言、申請書類の受付等を行う。

(5) 国土交通省「運輸安全マネジメント」の推進

最重点施策(6)(9)

トラック事業の経営トップ主導による職場の安全体制を構築するため、巡回指導や研修会を通じて経営者等への指導を行う。

(6) 輸送秩序確立の推進

最重点施策(1)(2)(3)(9)

安全で安心かつ良質な輸送サービスを安定的に確保・提供し続けるため、法令遵守及び適正取引を通じた輸送秩序の確立を図る。また、標準的な運賃、標準運送約款を基にした健全な取引環境の実現、燃料サーチャージ制の普及、付帯作業・待機時間料金及び高速道路料金等について、適正なコストが収受できる環境整備のため、荷主に対する働きかけを強化する。

(7) 法令遵守等に関する研修会の開催

最重点施策(1)(4)(6)(9)

- ① 初任運転者特別指導教育、運行管理者試験対策講習会を開催する。
- ② 貨物自動車運送事業の適正な運営に必要な規則・法令等に関する研修会を開催する。
- ③ 標準的な運賃、時間外労働規制、改正改善基準告示等、2024年問題への適切な対応について、荷主等への理解促進に向けたセミナーを開催する。

(8) 地方適正化事業評議委員会の運営

最重点施策(9)

地方実施機関の組織・運営の中立性、透明性を確保し、地方適正化事業の公正かつ着実な実施を図るため、同評議委員会運営を通じて、地方適正化事業に対する活動指針、活動状況、その他適正化事業に関する重要事項について提言を受ける。

4. 緊急輸送対策事業

東日本大震災等、過去の大規模災害の教訓を生かし、今後発生が予想される様々な災害に対応するため、関係機関との連携を図りながら、次の事業を実施する。

(1) 各種防災訓練への参加等

最重点施策(10)

事業用貨物自動車は自然災害等の発生において緊急救援物資や災害復旧に必要な資機材の輸送を行う重要な役割があり、各種防災訓練等に参加するほか、緊急通信体制の整備及び情報伝達訓練を実施して災害時に対応できる組織体制の整備を行う。

- ① 青森県総合防災訓練等に参加し、大規模災害発生時に対応できる緊急対応及び情報伝達訓練等による組織体制の整備

(参考) 令和6年度青森県総合防災訓練 10月30日(水)弘前市運動公園

- ② 災害支援物資の円滑な流通を支援するため、災害物流専門家研修会を開催する。

(2) 防災資機材の整備

最重点施策(10)

自然災害等の発生時に事業用貨物自動車に課せられた役割を迅速かつ適切に実施するため、各種資機材の整備及び維持管理を行う。

5. 労働対策事業

少子高齢化、ドライバー不足等の労働環境の変化に対応し、女性、高齢ドライバーを含めた人材の確保・育成対策を行うほか、事業従事者の健康増進や長時間労働の是正及び労働災害を防止するため、次の事業を実施する。

(1) 労働災害防止対策及び労働力確保に資する助成事業

最重点施策(5)(6)

貨物自動車運送事業における労働災害の防止及び労働力確保に資する講習等の受講料、資機材の導入等に対し助成を行う。

- ① 荷役機械の運転及び作業に係る技能講習受講料助成
- ② 陸運業のための各種安全教育及び研修会受講助成
- ③ 貨物自動車運転免許取得助成
- ④ 働きやすい職場認証取得促進助成

(2) 労働災害防止対策及び労働力確保に関する研修会の開催

最重点施策(5)(6)

関係機関と連携した労働災害防止及び若年層、助成及び高齢者の採用等労働力の確保・育成・定着に資する研修会を開催する。

(3) 労働力確保に関する調査研究

最重点施策(5)

少子高齢化、ドライバー不足等の労働環境の変化に対応した労働力確保に関する調査研究を通じ、労働力確保の取組みに対する支援等を行う。

- ① 運輸行政、労働行政と連携し、「トラック輸送における取引環境・労働時間改善青森県協議会」を運営、物流の2024年問題に対応した取引環境の改善と長時間労働抑制に向けた対策を推進し、労働力確保を図る。
- ② 青森労働局主催の青森県人材確保対策推進協議会に参加し、トラック運送業界の人材確保対策推進に向け、労働行政や各種業界団体との情報交換・共有をおこなう。

(4) 労働災害防止運動キャンペーン

最重点施策(6)

夏季、冬季、年末繁忙期における総労働時間短縮、過労運転防止や新型コロナウイルス感染予防対策について広報啓発活動を実施する

- ① 夏期及び年末年始の労働災害防止強調運動の展開
- ② 交通事故・労働災害防止コンクールの実施(令和6年9月1日(日)～令和7年2月28日(金))
- ③ 会報及び青ト協ホームページ等による広報啓発

6. 経営改善対策事業

貨物自動車運送事業の健全な経営を維持するためには、コストに見合った適切な運賃収受が最大の課題であり、多様なコストを含めて原価意識の高揚を図ることが重要である。

業界の活力ある永続的な発展に資するため、経営者・管理者の資質向上と若手経営者、後継者、管理者等の育成を行うことを目的に、次の事業を実施する。

(1) 経営改善に関するセミナー・研修会の開催

最重点施策(1)(5)(7)

経営環境の変化に対応するため、事業者の経営改善に必要な情報等を提供し、物流DX・IT活用、人材確保、原価計算、標準的な運賃活用等の取組みに資するため、経営者、管理者を対象とした研修会を開催する。

(2) 人材育成のための各種助成の実施

最重点施策(5)

業界の活性化を図るため、業界の次代を担う青年経営者、事業後継者及び女性ドライバー等の幅広い人材を育成し、トラック運送事業の永続的な発展を期すため、研修会等への参加助成を行う。

7. 広報対策事業

物流負荷の軽減のためには、荷主企業や消費者の意識改革・行動変容が不可欠である。より広く荷主企業や消費者に対して、物流が果たしている役割の重要性やその危機的状況、持続可能な物流の実現のために各々が取り組むべき事項を重点広報として伝える。

また、安全・環境対策等の取組みについての広報・PR活動を行い、荷主企業や一般消費者の理解促進を図るため、次の事業を実施する。

(1) 広報による業界の理解促進

最重点施策(4) 重点施策(1)

物流の重要性をアピールし業界のイメージを高めるためには、積極的な広報活動が重要であり、その効果的な推進に向けて、下記の事業を実施する。

① 重点広報の推進

業界の課題・取組みを広く情報発信するため、テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等各種メディアを活用し、一般消費者、荷主企業に理解と協力を求める。

② 荷主企業・団体、消費者への「物流の2024年問題」理解促進

「物流の2024年問題」について、「物流革新に向けた政策パッケージ」等で示されている「商慣行の見直し」、「物流の効率化」、「荷主・消費者の行動変容」に対応するため、荷主等を対象としたセミナー開催を積極的に推進する。

③ 物流に関する交流授業の実施

日常生活に不可欠な物流の仕組みやトラック輸送の社会貢献について、文部科学省による学習指導要領に準じた内容で、小学生を対象とした物流に関する交流授業を実施する。また、高校生を対象としたキャリア教育としての授業を実施し、トラックドライバーという職業の重要性やその魅力を発信する。

④ 安全性優良事業所「Gマーク」PR

会員事業者の協力により、GマークPRラッピングを施したトラックを運行し、一般消費者、荷主企業等へのGマーク制度広報を図る。

(2) 「トラックの日」の広報

重点施策(1)

我が国の基幹産業として、国民生活と経済を支えるライフラインの役割を担っているトラック輸送について、多くの方に知ってもらうため、全日本トラック協会において定めた「トラックの日(10月9日)」行事として、イベント及びPR活動を実施する。

① イベント「トラック感謝デー2024」の開催

開催日 令和6年10月6日(日)

場 所 青森運輸支局構内

② 支部での「トラックの日」PR活動

路肩清掃クリーンキャンペーン、献血奉仕活動、地区交通安全協会等への交通安全グッズ寄贈等のPR活動を実施する。

8. 中央出捐金事業

当協会が青森県から交付を受けた青森県運輸事業振興助成交付金の一部（23.0%）を公益社団法人全日本トラック協会へ出捐金として支出する。

公益社団法人全日本トラック協会が実施している事業の大部分は、「運輸事業の振興に関する法律」に基づき、都道府県トラック協会から出捐された資金により行われており、その出捐金収入により、運輸の安全性の確保、環境に係る調査研究を行うと共に、より安定したトラック輸送のサービスの改善と充実を図るため、全国トラック運送事業者の経営基盤強化を目指し、研修会の開催、啓発資料の発行、各種助成、利子補給を通じてトラック輸送の改善を促進する。

B. 表彰事業（相互扶助等事業1）

本協会の会員を対象に、協会の運営並びにトラック運送事業の健全な発展、社会的地位向上に功績のあった者を表彰規程に基づき通常総会において表彰する。

C. 機関誌「青森県トラック協会報」発行事業（相互扶助等事業2）

隔月で会報を発行し、会員のほか関係機関団体、関係行政機関、地方自治体等に送付し、トラック運送に必要不可欠な情報を提供するとともに、業界における取組や主張、提言を積極的に公表する。

D. 助成事業（相互扶助等事業3）

最重点施策（5）（7）

会員の経営支援を目的とした次の助成事業を実施する。

- ① 信用保証料助成
- ② 中小企業大学校講座受講促進助成

E. 会員意見の発信事業（相互扶助等事業4）

最重点施策（4） 重点施策（2）（3）

（1）要望活動の実施

- ① 経済団体等への適正取引、労働時間改善対策等の理解促進に関する要請
- ② 県選出国會議員への令和7年度トラック関係施策に関する要望(税制・予算、各種施策等)

（2）地区別懇談会の開催

協会の各種施策についての理解促進を図り、また、会員の意見を協会運営に反映させる目的で「地区別懇談会」を開催する。

（3）全国及びブロック事業者大会への参加

- ① 令和6年度 東北トラック協会事業者大会
開催日 令和6年9月25日（水）
会 場 秋田市 ホテルメトロポリタン秋田
参加対象 協会本部役員
- ② 第29回 全国トラック運送事業者大会
開催日 令和6年10月3日（木）
会 場 熊本市 熊本城ホール
参加対象 弘前・西北五・南黒各支部会員

F. 貸館事業（相互扶助等事業5）

- （1）トラック協会研修センターの施設の一部を、本協会と関連のある陸上貨物運送事業労働災害防止協会青森県支部、東北交通共済協同組合青森支部等へ有料で貸与する。
- （2）東北運輸局青森運輸支局や独立行政法人自動車事故対策機構等の公的機関が行う講習会等に、大・中・小の研修室を有料で使用させる。
- （3）研修センター内に自動販売機を有料で設置させる。
- （4）本協会が所有する野球場を有料で使用させる。